

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検の状況（平成 25 年）

1 監督指導状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、違反事業場数、労働基準関係法令の主な違反事項は、次のとおりである。

※ 以下、表中の（）内は違反率

事 項 業 種	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令の 違反事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	休日
トラック	3,016 (100.0%)	2,500 (82.9%)	1,793 (59.4%)	726 (24.1%)	150 (5.0%)
バス	363 (100.0%)	282 (77.7%)	170 (46.8%)	73 (20.1%)	12 (3.3%)
ハイヤー・ タクシー	523 (100.0%)	464 (88.7%)	274 (52.4%)	166 (31.7%)	28 (5.4%)
その他	377 (100.0%)	267 (70.8%)	183 (48.5%)	84 (22.3%)	9 (2.4%)
合計	4,279 (100.0%)	3,513 (82.1%)	2,420 (56.6%)	1,049 (24.5%)	199 (4.7%)

(注)「その他」欄は、トラック、バス及びタクシー・ハイヤー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場。以下同じ。

- (2) 改善基準告示の主な違反事項等は、次のとおりである。

事 項 業 種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示の主な違反事項				
			最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	3,016 (100.0%)	1,980 (65.6%)	1,608 (53.3%)	1,253 (41.5%)	1,231 (40.8%)	987 (32.7%)	592 (19.6%)
バス	363 (100.0%)	174 (47.9%)	122 (33.6%)	86 (23.7%)	47 (12.9%)	43 (11.8%)	18 (5.0%)
ハイヤー・ タクシー	523 (100.0%)	222 (42.4%)	172 (32.9%)	133 (25.4%)	53 (10.1%)	— (—%)	— (—%)
その他	377 (100.0%)	134 (35.5%)	108 (28.6%)	83 (22.0%)	68 (18.0%)	64 (17.0%)	34 (9.0%)
合計	4,279 (100.0%)	2,510 (58.7%)	2,010 (47.0%)	1,555 (36.3%)	1,399 (32.7%)	1,095 (25.6%)	645 (15.1%)

(3) 平成 23 年から平成 25 年までの 3 年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数、改善基準告示違反事業場数は、次のとおりである。

業種・事項		年		
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
トラック	監督実施事業場数	2,789	4,325	3,016
	労働基準関係法令違反事業場数	2,264 (81.2%)	3,517 (81.3%)	2,500 (82.9%)
	改善基準告示違反事業場数	1,774 (63.6%)	2,751 (63.6%)	1,980 (65.6%)
バス	監督実施事業場数	214	570	363
	労働基準関係法令違反事業場数	170 (79.4%)	518 (90.9%)	282 (77.7%)
	改善基準告示違反事業場数	133 (62.1%)	415 (72.8%)	174 (47.9%)
タクシー・ ハイヤー	監督実施事業場数	639	552	523
	労働基準関係法令違反事業場数	554 (86.7%)	482 (87.3%)	464 (88.7%)
	改善基準告示違反事業場数	296 (46.3%)	241 (43.7%)	222 (42.4%)
その他	監督実施事業場数	389	560	377
	労働基準関係法令違反事業場数	284 (73.0%)	407 (72.7%)	267 (70.8%)
	改善基準告示違反事業場数	136 (35.0%)	233 (41.6%)	134 (35.5%)
合 計	監督実施事業場数	4,031	6,007	4,279
	労働基準関係法令違反事業場数	3,272 (81.2%)	4,924 (82.0%)	3,513 (82.1%)
	改善基準告示違反事業場数	2,339 (58.0%)	3,640 (60.6%)	2,510 (58.7%)

2 監督指導事例

(1) トラック

事例1： 地方運輸機関からの通報を契機に、労働基準監督署（以下「署」という。）の労働基準監督官（以下「監督官」という。）が臨検監督を実施し、労働基準法違反及び改善基準告示違反を是正させた事例

【概要】

- 1 特定の荷主から頻繁に注文される臨時の発注業務に対応するため、漫然と配車計画を組んだ結果、特定のトラック運転者の拘束時間が長くなる勤務シフトが組まれていた。
このため、時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）で定めた上限時間である月93時間を超える月約100時間の時間外労働が認められ、また、1か月の総拘束時間が最長で約360時間に上っていたため、労働基準法違反及び改善基準告示違反について、是正を指導した。
- 2 監督官による指導の結果、特定の自動車運転者に仕事が偏らないよう、荷主とも調整の上、配車計画と勤務シフトが見直され、違反が是正された。

【是正勧告事項】

- ・労働基準法第32条（労働時間）違反
- ・改善基準告示（1か月の総拘束時間、休息期間、運転時間）違反

（参考）トラック運転者に係る改善基準告示

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1か月の総拘束時間 | ：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内） |
| 休息期間 | ：継続8時間以上 |
| 運転時間 | ：2日平均で1日9時間以内、2週間平均で1週間44時間以内 |

事例2： 署に寄せられた情報を契機に、監督官が臨検監督を実施し、労働基準法違反及び改善基準告示違反を是正させた事例

【概要】

- 1 長距離輸送をワンマン体制で行わせていたことにより、特定のトラック運転者について、36協定で定めた上限時間である月100時間を超える月約110時間の時間外労働が認められ、また、1か月の総拘束時間が2か月連続して月320時間を超えていたため、労働基準法違反及び改善基準告示違反について、是正を指導した。
- 2 また、トラック運転者がデジタルタコグラフを使用しない実態を黙認し、労働時間等の記録漏れや賃金台帳等への労働時間の記入漏れが認められ、適正な労働時間管理が行われていなかったため、この点についても是正・改善を指導した。
- 3 監督官による指導の結果、運行計画の見直し、デジタルタコグラフによる運転記録の徹底等の運行管理の見直し、賃金台帳等の適正な記入が行われることとなり、違反が是正された。

【是正勧告事項】

- ・労働基準法第32条（労働時間）違反
- ・労働基準法第108条（賃金台帳）違反
- ・改善基準告示（1か月の総拘束時間、休息期間、運転時間）違反

(2) バス

事例 1 : 交通事故情報を契機に、監督官が臨検監督を実施し、労働基準法違反及び改善基準告示違反を是正させた事例

【概要】

- 1 36 協定を署に届け出ることなく、時間外労働を行わせ、死亡した運転者については、交替運転者は配置されていたが、過去の勤務実績より拘束時間が 4 週間で最長約 270 時間となっていたことが認められたことから、労働基準法違反及び改善基準告示違反について、是正を指導した。
- 2 監督官による指導の結果、運行計画の見直し、勤務シフト等の見直しがなされ、違反が是正された。

【是正勧告事項】

- ・労働基準法第 32 条（労働時間）違反
- ・改善基準告示（1 週間当たりの拘束時間）違反

(参考) バス運転者に係る改善基準告示の内容

1 週間当たりの拘束時間 : 4 週間で平均した 1 週間当たり原則 65 時間以内
(4 週間に換算すると合計 260 時間以内)

(3) ハイヤー・タクシー

事例 1 : 署に寄せられた情報を契機に、監督官が臨検監督を実施し、労働基準法違反及び改善基準告示違反を是正させるとともに、累進歩合制度が廃止され賃金体系が見直された事例

【概要】

- 1 累進歩合制度を採用していたため、廃止を検討するよう指導した。
- 2 売上最多者は 36 協定で定めた上限時間である月 41 時間を超える月約 50 時間の時間外労働が認められ、また 1 日の拘束時間が 16 時間を超えていたため、労働基準法違反及び改善基準告示違反について、是正を指導した。
- 3 監督官による指導の結果、累進歩合制度は廃止され、賃金の額を労働時間に応じて算定する方法に変更された。また、運転者の時間外労働時間の管理の徹底等により違法な時間外労働が解消された。

【是正勧告事項】

- ・最低賃金法第 32 条（労働時間）違反
- ・改善基準告示（1 日の拘束時間）違反

(参考) タクシー運転者に係る改善基準告示の内容

1 日の拘束時間 : 最大 16 時間以内 (原則 13 時間以内)

3 送検の状況

(1) 労働基準関係法令違反により送検した件数は、次のとおりである。

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
合 計	57	80	69
トラック	39	51	48
バス	3	5	3
ハイヤー・タクシー	7	19	12

(2) 送検事例

事例 1： 違法な時間外労働を行わせたとしてトラック事業者及び支店長 A を、労働基準法違反の疑いで送検

【概要】

トラック運転者の交通事故を契機として監督官が臨検監督を実施したところ、トラック運転者について、36 協定で定めた上限時間である月 45 時間を超え、最長で月 179 時間の違法な時間外労働を行わせていた。長時間労働が常態化していたことから、悪質と判断し、送検した。

【違反事実】

〔労働基準法第 32 条第 1 項、2 項〕

トラック運転者 5 名に対し、36 協定で定めた上限時間である 1 日 8 時間、1 か月 45 時間を超える時間外労働を行わせていたもの。

事例 2： 違法な休日労働を行わせたとしてトラック事業者及び営業部長 B を、労働基準法違反の疑いで送検

【概要】

トラック運転者の交通事故を契機として監督官が臨検監督を実施したところ、当該運転者について、36 協定で定めた休日労働の上限である 2 週を通じ 1 回を超えて法定休日に休日労働を行わせ、2 週間連続して労働を行わせていたため、送検した。

【違反事実】

〔労働基準法第 35 条第 1 項〕

事故を起こしたトラック運転者に対し、36 協定で定めた休日労働の上限である 2 週を通じ 1 回を超えて法定休日に休日労働を行わせ、もって、法定の休日を与えなかったもの。

事例 3 : 監督官の法律に基づく尋問に対し、虚偽の陳述を行ったため、バス事業者及び取締役 C を、労働基準法違反の疑いで送検

【概要】

監督官が臨検監督を実施した際、取締役 C に対し、賃金台帳、タイムカード、運転日報等の労働関係書類の提示を求めたところ、取締役 C は、実際にはこれら労働関係書類を保管していたにもかかわらず、労働時間の状況を隠ぺいするため、これら書類を廃棄した旨の虚偽の陳述を行ったため、悪質と判断し、送検した。

【違反事実】

[労働基準法第 101 条第 1 項・第 120 条第 4 号違反]

監督官の尋問に対し虚偽の陳述をしたもの。

事例 4 : 高さ地上約 3 メートルのトラックの積荷上の作業において、墜落防止措置を講じなかったとして、トラック事業者及び作業指揮者 D を、労働安全衛生法違反の疑いで送検

【概要】

高さ地上約 3 メートルのトラックの積荷上で、安全带を使用させる等の墜落防止措置を講じることなく、トラック運転者に積荷に掛けられたシートを取り外す作業を行わせたため、労働者が墜落し、死亡するという重大な結果を招いたことから、送検した。

【違反事実】

[労働安全衛生法第 21 条第 2 項（労働安全衛生規則第 518 条第 2 項）違反]

高さ 2 メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、作業床を設けることが困難なときに、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置が講じられなかったもの。

4 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その臨検監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報しています。

【相互通報制度の実施状況】

	労働基準監督機関から 通報した件数	労働基準監督機関が 通報を受けた件数
平成 23 年	835 件	449 件
平成 24 年	1,140 件	399 件
平成 25 年	974 件	256 件

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

労働基準監督機関が有する行政指導及び司法処分の権限並びに地方運輸機関が有する行政指導及び行政処分の権限を合同監督・監査を契機として行使することにより、効果的な指導を行い、もって自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図っています。

※ 開始年度：ハイヤー・タクシー事業場（平成 18 年度）
トラック事業場及びバス事業場（平成 20 年度）

【合同監督・監査の実施状況】

	トラック	バス	ハイヤー・ タクシー	合計
平成 23 年	95 件	32 件	49 件	176 件
平成 24 年	86 件	278 件※	27 件	391 件
平成 25 年	99 件	33 件	32 件	164 件

※ 平成 24 年 5、6 月に、高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する一斉監督を実施。
実施結果：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002f1sr.html>